

〈論 文〉

ソーシャルワークの機能と役割に関する一考察  
—児童養護施設の実践事例をもとにして—

松岡 是伸, 小山菜生子

名 寄 市 立 大 学

「紀 要」 第2巻 抜 刷

2 0 0 8 年 3 月

〈論文〉

## ソーシャルワークの機能と役割に関する一考察 — 児童養護施設の実践事例をもとにして —

松岡 是伸, 小山 菜生子<sup>1)</sup>

### A consideration of the functions and roles of social work

Yoshinobu MATSUOKA, Naoko KOYAMA<sup>1)</sup>

<sup>1)</sup> 旭児童ホーム

This study examines a number of examples of social work in practice in order to clarify some of the functions and roles of social work, and consider an ideal method of social work. Data were drawn from examples of practice at a child nursing home, then analyzed and discussed.

As a result, it is suggested that the failure to make the functions and roles of social work subordinate to the overriding principles of social work cause the breakdown of entire system.

本研究の目的はソーシャルワークの機能と役割に焦点をあて、実践事例を分析することでソーシャルワークのあり方に関して検討することである。そのため実践事例として児童養護施設での実践事例を分析・検討した。

その結果、ソーシャルワークの機能と役割の重要性と同時に、ソーシャルワークの機能と役割はソーシャルワークの原理原則に律されたものでなければ機能不全を起こしてしまいかねないという結論に至った。

キーワード：ソーシャルワークの機能と役割、ソーシャルワークの原理原則、ソーシャルワーク実践事例、児童養護施設

#### 1. 本研究の目的

2000(平成12)年「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」<sup>1)</sup>で明らかにされているように、社会経済情勢の変化に伴い、不平等や格差の発生、人々の支えあう機能の脆弱化やつながりの希薄化が指摘された。今日まで社会福祉は主な対象を貧困としてきたが、現代社会では貧困に加えアルコール依存や社会的ストレス問題として「心身の障害・不安」、路上死などの「社会的排除や摩擦」、孤独死や自殺、家庭内における虐待や暴力などの「社会的孤立や孤独」が重複・複合化している。近年、日本では社会的問題として扱われることが少なかった働きながらの貧困者 (**working poor**) の問題やその若年化傾向の問題が顕在化している。

このように社会福祉の諸問題が重複・複合化するなかで社会福祉援助活動であるソーシャルワークの担うべき役割は高まっている。一方でソーシャルワークはすべてのソーシャルワーカーに理解され、実践されているとは言い切れない現状がある。いまだに日本ではソーシャルワーカーにあたる社会福祉士の業務内容や専門性が不明瞭で理解されていない場合がある。社会福祉士を養成する福祉系大学などにおいても、「(社会福祉士は)何をやるのかわからない」や「仕事は何なのか」と言われている現状が少なからずある。これらの現状は既にいくつかの報告書で指摘される。例えば、日本社会福祉士会「社会福祉士の活用に向けた提案」や日本社会福祉学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会「社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて」などである<sup>2)</sup>。これらのことから本研究では社会福祉の諸問題が重複・複合化するなかで社会福祉実践事例を通じてソーシャルワークへの考察を深めていきたい。

そこで本研究の目的は、社会福祉実践事例として児童養護施設での実践をとりあげ、そのうえでソーシャルワークの機能と役割に焦点をあて、ソーシャルワークのあり方を考察していくことである。

## II. ソーシャルワークの機能と役割

### 1. ソーシャルワークの定義と意味

ソーシャルワークの定義は国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）によると以下のようになっている。

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（well-being）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと開放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人間と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。（定訳）」<sup>3)</sup>。

ソーシャルワークは人間のwell-beingの増進を目指し、人間関係上における問題解決を図ることと、人々のエンパワメントを促進することである。それは社会のなかで個々人の諸権利と尊厳が尊重され、個人としてあらゆるものを選択することができることである。ソーシャルワーカーは、それを実現するために人々の環境と相互に影響し合う接点に介入することが求められるのである。

ソーシャルワークの定義では福祉課題をグローバルな視点で捉え、人や環境、社会関係をホリスティックに見ることを重視している。定義の最後にもあるように、ソーシャルワークの拠り所は人間の固有性と社会正義の原理である。それは何らかの不利益を被ることなく人間の最善の利益を確保していくことでもある。例えば貧困や飢餓、差別、偏見による社会参加の抑圧に対する不利益は解消されなくてはならない。それは社会福祉の重要な鍵概念ともなっているソーシャルインクルージョン（Social Inclusion）の思想とも一致する。ソーシャルワークは社会の中で問題や課題を抱える個人と環境に働きかけ、社会的、心理的問題を改善、解決、調節、軽減、予防、回復していく援助、支援である。

### 2. ソーシャルワークの機能と役割

ソーシャルワークの機能と役割を見る場合、社会福祉法制度におけるものと、ソーシャルワーカーによるものとに大別することができる。どちらにしてもソーシャルワークの機能と役割は、ソーシャルワークの原理原則、価値などがあって成立する。1997年に日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会で行われた「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」<sup>4)</sup>（以下、1997年調査）では、表-1のようにソーシャルワークに関する機能と役割が整理されている。それによると仲介機能とは、クライアントと社会資源との仲介者としての役割であり、調停機能は、クライアントが家族や地域社会などの間で意見の食い違いや争いが見られる場合の調停者としての役割である。

代弁機能は、自らニーズなどを表明できないクライアントに対して代弁者となる役割であり、連携機能は、様々な社会資源とクライアントを結びつける連携者としての役割である。処遇機能（直接的援助機能）は、施設内の利用者に対する直接援助や指導者としての役割である。治療機能は、カウンセラーやセラピストとしての役割で、教育機能は教育者としての役割である。

保護機能は、クライアントを保護する（例えば保護者としての）役割であり、ケースマネージャー機能は、個人や家族へのサービスの継続性、適切なサービスの提供などケースマネージャーとしての役割である。社会変革機能は、地域の偏見や差別の意識変革や制度などの変革を社会や地域に働きかける役割である。

では、本研究の社会福祉実践事例でとりあげる児童養護施設でのソーシャルワーク機能の活用度はどのようになっているのであろうか。1997年調査によると、児童養護施設で最も活用される機能は保護機能であった。次いで、処遇機能（直接的援助機能）、教育機能、代弁機能、仲介機能、組織機能、連携機能、調停機能、治療機能の順であった。（なお当時、ケースマネージャー機能、社会変革機能は調査項目としてあがっていない。）児童養護施設では子どもの虐待からの保護と、施設内での養育があるため保護機能と処遇機能（直接的援助機能）が上位になったと考えられる。

又、今日ソーシャルワークの機能と役割は広がりつつあり、例えばクライアントをどのようなレベルで捉えるかでも相違がある。一方で本研究の議論の範囲ではないものの、現在のソーシャルワークの機能と役割としてネットワークやコーディネート、エンパワメント、ストレングスなどが重要視されている。人と人のつながりやクライアント個人のワーカビリティを強めていくために、ソーシャルワークが担う機能と役割は常に変化していると言える。

表-1 ソーシャルワークの機能と役割

機能	役割
仲介機能 (human services broker)	クライアントと社会資源との仲介者（ブローカー）としての役割
調停機能 (mediator)	クライアントや家族と地域社会の間で意見の食い違いや争いがみられるとき、その調停者としての役割
代弁機能 (advocator)	権利擁護やニーズを自ら表明できないクライアントの代弁者（アドボケーター）としての役割
連携機能 (linkage)	各種公的な社会的サービスや多くのインフォーマルな社会資源の間を結びつける連携者（リンケージ）としての役割
処遇機能 (residential work)	施設内の利用者に対する生活全体の直接的な援助、指導、支援者としての役割
治療機能 (counselor/clinician)	カウンセラーやセラピストとしての役割
教育機能 (educator)	教育者としての役割
保護機能 (protector)	子ども等の保護者（プロテクター）としての役割
組織機能 (organizer)	フォーマル、インフォーマルな活動や団体を組織する者（オーガナイザー）としての役割
ケースマネージャー機能 (case manager)	個人や家族へのサービス継続性、適切なサービスの提供などのケースマネージャーとしての役割
社会変革機能 (social change agent)	地域の偏見・差別などの意識、硬直化した制度などの変革を行う社会改良・環境の改善を働きかける役割

(出典) 日本社会福祉実践理論学会 ソーシャルワーク研究会 (1998) 「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」  
 『日本社会福祉実践理論研究』日本社会福祉実践理論学会

### III. ソーシャルワークの機能・役割の実践事例からの分析

では、社会福祉実践事例として児童養護施設の事例を分析・検討していきたい。そのため児童養護施設の現状と調査目的、分析の方法などを整理していく。

#### 1. 児童養護施設の現状と調査目的

児童養護施設は児童福祉施設のひとつであり、家庭の養育環境に問題のある児童の施設である。児童養護施設の位置づけは、児童福祉法第41条で規定されているように「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のため援助を行うことを目的とする施設とする」となっている。

元々、児童養護施設は戦災孤児や家庭での養育が困難になった児童などを入所させていたが、近年では、虐待、ネグレクトを原因とした児童の入所が増加している。2004年の「児童養護施設入所児童等調査結果（平成15年2月1日現在）」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局、平成16年7月）によれば入所時の養護問題の発生理由で虐待であるという結果は27.3%であり、内訳は父の放任・怠惰2.5%、母の放任・怠惰9.1%、父の虐待・酷使5.0%、母の虐待・酷使6.1%、棄児0.8%、養育拒否3.8%である<sup>5)</sup>。入所時の状況として約3割が虐待を受けていることになる。しかし調査項目にあがっているように明確に虐待を明記できる例は限られていると言える。そのため虐待を原因として入所してくる子どもは、調査結果よりも多いと考えられる。又入所後に虐待が発覚する例もあり、虐待とその周辺問題は複合化していると言える。

現在の児童養護施設では、単に子どもの生活を家庭に代わり代替するだけでなく、福祉、心理、社会からの多面的で専門的なアプローチが求められる。子どものライフデザインを支援していくことを考えれば、退所後の相談からアフターケアなども求められる。この援助と支援に対してソーシャルワークが担う役割は大きい。

一方、児童養護施設の福祉専門職者としては、2004年度に児童養護施設に児童の早期家庭復帰、里親委託

などの支援を専門とする家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が配置された。児童虐待防止法や社会福祉法の制定による福祉システムの変革と転換の中で、これは児童養護施設などに対する新たな模索であったと言える。確かに、この新たな模索により家庭支援専門相談員が早期家庭復帰、虐待などの相談・支援を行う担い手として確立された。このことは今後の子どもと家庭を支える点で評価に値する。しかし当初、実態レベルでは施設での担い手側の増員という範囲に留まり、家庭支援専門相談員がその目的と役割を果たさきれていないように感じられた。例えば、家庭支援専門相談員というポストにつき何を行えばいいのかや、「何が仕事なのか」「役割は何なのか」などの混乱が見られた。このことから家庭支援専門相談員が基盤とする援助・支援のあり方を明確にしていくことが必要である<sup>6)</sup>。そこで本調査目的は実践事例を分析していくことにより、ソーシャルワークの機能と役割を浮き彫りにしていくことである。

## 2. 分析の枠組み

本調査では、M児童養護施設に入所し一時的にでも家庭復帰が実現したケース（又は、家庭復帰を援助目標として掲げ、援助を行ったが家庭復帰に至らなかったケースも含まれる）である約40ケースの中から家庭復帰を促す援助及び支援を主に（意図的に）行った7ケースを抽出した。本調査はケースに直接関わった担当職員や施設長に対して半構造化面接を行い、調査資料としてケース記録も活用した。

主な質問内容及びケース記録閲覧項目は、(1) 子ども及び家庭（主に親）の変化（行動・日常生活・情緒（心理））などを入所から退所までについて。(2) 家庭（家族）分離から家庭復帰までの間に影響があったと思われる援助・支援、エピソードについてなどである。

本調査期間は2004年4月から11月までであり、予備調査の期間も含む。

## 3. 倫理的配慮

本調査を進めるにあたり実践事例の使用承諾をM児童養護施設の施設長に頂いた。そして事実確認及び誤った表現がないかを当該施設で確認した。又、ケースを掲載する際、被調査対象者が特定できる表現はさけるなど、記述上必要最低限の登場人物及びキーパーソンのみの記述に留めた。

# IV. 結果

では、調査を行った結果として4事例あげることとする。

## 事例1 A也と姉の思いと家庭復帰の難しさ

父母の離婚により姉は実母に、A也は実父に引き取られた（図-1）。実父に引き取られたA也の家庭状況は良い状態とは言えず、実父に放っておかれることが多く見られた。それを見兼ねた母方の祖母が、A也を引き取ることにした。しかし引き取られた先でA也は、伯父の暴力を受け、M児童養護施設に入所することとなった。

M児童施設入所後、A也の実父は自宅で死亡。実父の死亡時の状況は、地域住民から実父宅から異臭がするという訴えがあり、家宅内を調べると既に亡くなっていたという。そのためA也は実母の姓となった。

A也は施設での週末帰省を経て、実母の家庭に復帰することとなった。A也の実母は、精神的に不安定な面も見られたが、症状が安定していることから家庭復帰に至った。A也は、実母、姉、実母の恋人と生活を始めることとなった。

だが家庭状況は安定しておらず、姉は実母の恋人から性的虐待を受けているという問題が明らかになった。そして実母は、娘に対する恋人の性的虐待を黙認しており、実母自身の精神的安定を欠く状況にあった。そのような中、実母の手伝いをよくしていた姉の下校時間が遅くなり始めたことから、実母の精神的な不安定な状態は悪化し病院に入院するほどまでなっていた。A也と姉は家庭での養育不可能となり、M児童養護施設に入所することになった（A也は再入所）。入所の際A也は、これまで通っていた小学校が卒業間近であり、施設側は心理的な安定のためにも転校せずに済むように働きかけた。その結果A也は転校することなく通学することが可能となった。施設生活にA也はスムーズに入ることができた。

ケース記録によると施設入所後のA也の状況は、「ホームは楽しいけれど、騒がしいので家に帰りたい」と言っていた。実母の退院をきっかけに週末帰省が開始されていたこともあり、A也は施設と家庭での生活

の相違を感じていた。又実母はA也を自宅から通学させることを望んでいた。しかし以前に不登校気味になったこともあり、学校側と施設側との話し合いの結果、なるべく施設から通学させることで生活リズムを崩さないようにすることにした。そのためかA也は帰省中も欠席することなく通学した。

その後A也と姉は、帰省のたびに家事をしなければならないことが面倒になっていた。実母は子どもたちが自宅に戻りたがらないことから養育に対する自信とやる気をなくし、しばしば担当職員と話し合いをしていた。そのことから実母の家庭は、M児童養護施設近郊の団地に引っ越しをし、家庭と施設双方の関係を強めることで実母の養育に対する動機付けの強化と、子どもたちの家庭復帰の意識付けを行った。

安定しはじめた家庭でA也は「施設はうるさいから自宅に戻りたい」と言い始め、実母は引き取りを強く希望した。そのような中、A也は家庭復帰（一時的に）することとなった。しかし施設側のアフタフォローの際、家庭でのA也の態度や行動が乱れ、養育環境が低下していることが明らかとなった。そのためA也は約1ヶ月半で施設に戻ることにした。

そんな折、実母が手術のため病院に入院した。入院中実母は、他の入院患者のお金を盗んでしまった。そのため病院側は施設に対して、実母を退院させ訪問看護を開始すると連絡してきた。今回の窃盗の件や今後の家庭での生活、病院との連携などの話し合いのため、施設長と担当職員、A也は病院に出向き話し合いをすることとなった。その結果、家庭と施設、病院で連絡会をもつことによりA也の家庭を支えていく方針がとられた。

退院後の実母の生活は乱れていた。実母は新しい恋人ができる度に恋人宅へ頻繁に通いつめていた。A也と姉の週末帰省すら困難になることもしばしばであった。実母は恋人の男性と別れると自宅へ戻り、A也と姉を「引き取りたい」と言い、恋人ができる度「帰ってくるのは都合が悪い」という状況であった。A也と姉は、しばしば困難になる帰省を続けながらも実母に対する思いやり慕う気持ちを持ち続けていたが、実母と生活することには徐々に見切りをつけるようになっていった。

#### 事例2 多くの問題を抱える家庭の中のB子

B子の実父母は別居しており、B子は実母と弟の3人でアパート生活をしてきた。実父は、別のアパートを借り仕事場兼自宅としていた。B子の暮らす家庭状況は、実父との別居による経済的不安、実母の養育不安、弟の家庭内暴力などがある状況であった。B子自身も不登校となっており、この家庭は多くの問題を抱えていた。このような状況の中で実母が病気になり手術が必要なため入院する。家庭での養育が不可能となり、B子はM児童養護施設に入所することとなった。又、弟の家庭内暴力がエスカレートし医療機関に受診することとなった。当時のケース記録によると「母子のお互いに対する愛着は自然で実母の治療が進めば、定期的な面会、外泊が可能と思われる。しかし弟の脅迫行動や突然の暴力に怯えたことから、家庭に帰ることに強く不安を持っており、家庭状況を定期的に伝えることで関係を維持していくことが必要と思われる」と記載されていた。B子の実母との愛着関係は形成されているものの、弟の暴力による恐怖心がB子の精神的状況を不安にさせていた。又B子は日常生活に関する知識、スキルが欠如していた。そのため担当職員はB子の日常生活や生活習慣の支援を繰り返し行い支援していった。

B子の施設入所は中学校2年生のときである。施設はB子の学区内にあり、転校せずに済んだことはB子の精神的安定につながった（不登校の改善）。施設では、入所直後から毎週末帰省がおこなわれた。週末帰省は実母とB子との間で連絡を取りながらおこなわれ、施設側はB子の様子はもちろんのこと、実母や弟の状況も視野にいれ慎重に家庭復帰の準備を行っていった。

B子が高等学校に進学する頃には、弟の様子も落ち着き始め3人で家庭生活が営めるまでになっていた。その後B子は短期大学に進学し、家庭復帰することとなった。

#### 事例3 C君の親子関係の維持と家庭復帰にむけて

C君のM児童養護施設への入所は乳児院からの措置変更によるものである（図-3）。実母はC君を出産する頃から精神疾患に罹っていた。C君の家庭状況は、実母と同居する実母の兄ふたり（C君にとっての伯父）が見守っていた状況であった。

M児童養護施設入所の際、担当職員との面接にもふたりの伯父が付き添った。面接では実母がC君の引き

事実経過	援助展開過程	SWの機能と役割等
<p>(施設入所の経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父母の離婚で姉は実母にA也は実父に引き取られた</li> <li>・ A也はネグレクト</li> <li>・ みかねた母方祖母がA也をひきとる。伯父に暴力を振られるため入所する</li> <li>・ 施設入所中に実父が死亡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A也だけM児童養護施設に入所</li> <li>・ 実母が精神的に安定すれば、姉と実母が自宅に帰ることが可能となる</li> <li>・ 家庭復帰を目指し週末帰省が実施されており、一度は、実母と姉宅に戻っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調停機能(親子関係の再構築)</li> <li>○ケースマネージャー機能</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姉は、実母の恋人から性的虐待を受けていること判明</li> <li>・ 実母は精神的に不安定で養育能力も高くない。性的虐待は黙認</li> <li>・ 姉の帰宅が遅くなり実母は精神的不安定さが悪化し入院</li> <li>・ A也と姉が一緒に入所する(入所)</li> <li>・ A也は、小学校卒業間近なので転校はしなかった</li> <li>・ 帰省は不定期に実施され、実母は飛び石連休の時などは家から通学させることを希望する</li> <li>・ 姉とA也は始めは帰省を楽しみにしていたが、帰省のたびに家事をすることが面倒になり、自宅に戻らなくなった</li> <li>・ そのため実母は自信とやる気をなくし、担当者に訴えた</li> <li>・ 実母がM施設近くの団地に引っ越してきた</li> <li>・ 週末帰省</li> <li>・ 実母がA也のひきとりを希望、またA也も帰ることを希望</li> <li>A也はしばらく実母と近くの団地で暮らすのが1ヶ月半でM施設に戻った</li> <li>・ 週末帰省が継続された</li> <li>・ 実母が手術のため入院する</li> <li>・ 実母は男性関係の乱れとともに生活は崩れていく</li> <li>・ 週末帰省が難しくなるが、できるだけ週末帰省する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A也は再入所</li> <li>・ 学校生活が最後までスムーズに行えるように支援</li> <li>・ 学校の担任は施設入所前に欠席することがあったので、登校はM児童養護施設からを希望した</li> <li>・ 実母と連絡をとった</li> <li>・ A也から家での様子をきいた</li> <li>・ 実母に伝え、母親としての態度を見えることを促した</li> <li>・ A也の帰省の際、定額の食費を持たせ、実母にやりくりするよう促した</li> <li>・ 実母が施設の近くに引っ越してくることを提案した</li> <li>M施設とのかかわり方を実母に話した</li> <li>児童相談所のワーカーとカンファレンスを実施</li> <li>（・担当職員を中心に家庭の様子をうかがいながら見守った。しかし、A也の行動が乱れはじめ今後について話したところ、A也も施設で生活する意志を示した）</li> <li>・ 入院中、他の入院患者のお金を盗んでしまったので、退院させ、訪問看護を開始するとM施設に連絡。施設長、担当職員、病院とカンファレンス</li> <li>・ 訪問看護は開始された</li> <li>・ A也と姉に、実母に対する気持ちや生活することに対する気持ちをきいた</li> <li>（・A也と姉は、実母を想いやり、慕う気持ちはあるものの、実母と生活することの難しさも徐々に受け入れるようになる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護機能</li> <li>○連携機能</li> <li>○処遇機能(直接的援助機能)</li> <li>○代弁機能(自宅に戻りたくない理由を母親に伝えた)</li> <li>○教育機能</li> <li>○ケースマネージャー機能</li> <li>○ケースマネージャー機能</li> <li>○ケースマネージャー機能</li> <li>○連携機能</li> <li>○調停機能</li> <li>○保護機能</li> <li>・親子関係が維持できるように支援しつつも、現実的に家庭での生活が難しそうであることを、A也と姉が自分で理解でき、納得できるようになる過程を支援する</li> </ul>

図-1 A也と姉の想いと家庭復帰の難しさ

ソーシャルワークの機能と役割に関する一考察  
 ー児童養護施設の実践事例をもとにしてー

事実経過	援助展開過程	SWの機能と役割等
施設入所の経過 ・実父母が別居する ・実母、B子、弟の3人で生活する ・実母…養育不安、病気 ・弟…家庭内での暴力 ・B子…不登校（実母と生活していたが弟の暴力に対して恐怖心を抱えていた）		
入所（中学校2年生） ・入所前の中学校に継続して通学可能となった ↓ ・毎週末帰省 ↓ ・B子は高等学校に進学 ↓ ・弟の暴力が落ち着いてくる ↓ ・B子は短期大学へ進学する ↓ ・家庭復帰	・親子のつながりがあることを確認 ・別居中の実父や父方の叔父、叔母の協力を得られる ・帰省は事前に実母と連絡を取り、体調に合わせて帰省 ・施設と実母は良好な関係 ・弟の成長（在宅で養育相談に通っていた）を見守っていた	○関係機能 ○処遇機能（直接的援助機能） ○処遇機能（直接的援助機能） ○ケースマネージャー機能 ○ケースマネージャー機能

図-2 多くの問題を抱える家庭の中のB子

取りを強く希望していることや、養育環境の改善協力にふたりの伯父が参加できることが確認された。担当職員は、実母と伯父たちとの面接を終え、養育意欲の高さやふたりの伯父の協力的な姿勢、親子関係の良さから、なぜ乳児院にいるあいだに家庭復帰ができなかったのであろうかと思うほどであった。そこで施設側は、担当職員を中心に約1年を目途とした家庭復帰プログラムを実母に提案し、実母の同意を得て実施することとなった。プログラムは次のような内容である。第1段階、面会のみを繰り返す。第2段階、施設内の自活訓練室を利用して一泊の親子宿泊訓練を行う。第3段階、毎週末の帰省と長期外泊の実施などである<sup>7)</sup>。

この家庭復帰プログラムが実施されているあいだ、身近なところでC君親子の関係を支えていたのは担当職員であった。施設入所後C君は日常的に担当職員に甘えたり、あるいは泣いて離れず、時には職員会議にも担当職員の膝に座り出席している状況であった。そのような中C君は、プログラムの第2段階である親子宿泊訓練中に別の居室にいる担当職員の名前を呼び泣くなどの行動がみられた。C君と実母との関係はぎこちなくなっている状況が見られていた。時には実母が担当職員を呼んでしまうことさえあった。その都度、担当職員は親子関係の維持や形成のために、意図的に支援介入をする場合としない場合を繰り返した。そして施設長や関係する職員は、C君親子に頼られてしまう担当職員の状況を見守り、相談や助言を行いつつ適切な援助を心がけた。

その後C君親子の親子関係に配慮しつつ、地域で家庭を支えていく準備を整えはじめた。例えば保育園の手配、児童相談所のワーカーとのカンファレンス、家庭復帰後のフォローまでを見据えた家庭支援の話し合いと準備、家庭訪問などである。そしてC君親子は週末帰省や長期外泊を行った後、家庭復帰のプログラム終了と同時に、家庭復帰というかたちで施設を退所した。



事実経過	援助展開過程	SWの機能と役割等
(施設入所に至る経過) ・ C君…乳児院からの措置変更で入所	・ 実母がC君の引き取りを強く希望した	
(施設入所) ・ 入所時面接  ↓ 家庭復帰プログラム開始 ①面会 2ヶ月間面会のみを繰り返す  ↓ ②2ヶ月後施設の自活訓練室を利用し親子宿泊訓練  ・ C君は実母ではなく担当職員を求めることが多かった。 ・ 実母も泣き止まないC君をもてあますことがあった  ↓ ③週末帰省 長期外泊を行った  ↓ ・ プログラム復帰後、家庭復帰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所時、伯父2人と実母との話し合い</li> <li>・ 約1年後を目途に家庭復帰プログラムを提示した</li> <li>・ 実母も家庭復帰プログラムに同意</li> <li>・ 親子関係の維持</li> <li>・ 親子と担当職員との良好な関係を維持</li> <li>・ 親子関係の維持形成のため意図的に支援介入をした場合としない場合を繰り返した</li> <li>・ 保育園の手配や児童相談所のワーカーとのカンファレンスが持たれ、家庭復帰後の家庭支援を話し合い、準備がおこなった</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭復帰のプログラム内容</li> <li>①面会 (約2ヶ月間)</li> <li>②施設の自活訓練室を利用した親子での一泊宿泊訓練 (約半年)</li> <li>③毎週末帰省</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処遇機能 (直接的援助機能)</li> <li>○ ケースマネージャー機能</li> <li>○ 処遇機能 (直接的援助機能)</li> <li>○ 処遇機能 (直接的援助機能)</li> <li>○ ケースマネージャー機能</li> <li>○ ケースマネージャー機能</li> <li>○ 連携機能</li> <li>○ ケースマネージャー機能</li> </ul>

図-3 C君の親子関係の維持と家庭復帰にむけて

事例4 離婚から施設入所し、その後家庭復帰したD雄とE美

両親の離婚で父子家庭となったD雄とE美の兄妹ケースである(図-4)。D雄は自宅で父親と生活していたが、E美は乳児院へ入所することになった。父親は乳児院入所中からE美の週末帰省や面会を積極的に行っていた。

その後E美は3歳になり措置変更ということでM児童養護施設へ入所することとなった。施設入所の際の面接では、父親がE美の引き取りを希望していること、また乳児院入所中の父親のE美への関わりが継続的で良好なものであったことから、できるだけ早いうちにE美を家庭復帰させることが面接中に確認された。そのため入所直後からE美の週末帰省や面会が行われた。父親と担当職員との話し合い(カンファレンス)は、定期的に1ヶ月に1~2回行われていた。一方、E美は施設入所直後から、よく家庭に帰りたいと担当職員に話していた。こだわりも強く一度そのような話をはじめると、泣いて訴えるような様子もみられた。さらに週末帰省後になるとD雄(兄)が自宅で父親と生活しているのに自分(E美)が自宅に戻れない不満を頻繁に訴えていた。そして、E美が小学生になる頃には、週末帰省後のE美の思い(考え)を父親に理解してもらうために話し合いをもつこともあった。父親はE美の気持ちを受け止めようとするものの、職を転々とし経済的に不安定な状態であったため受け止められないという面が何度か見られた。この段階ではE美を家庭復帰させることは困難であった。

そのような中、父親はD雄(兄)が不登校であることを担当職員に相談してきた。そのため施設側は、D雄(兄)に対する援助も視野に入れて家庭に関わることとなった。その後、D雄(兄)は家庭での経済的不安定や不登校の理由からM児童養護施設に入所することとなった。父親はD雄(兄)の成長をよく心配していた。そのため施設側は、E美のこともしっかり受け止めるように父親との面談を繰り返した。施設側は父

ソーシャルワークの機能と役割に関する一考察

－児童養護施設の実践事例をもとにして－

親とふたりの子どもとの親子関係を偏りなく維持形成させるための意識付けを積極的に行った。その後D雄（兄）は、学校へ通学するようになり子どもたちの生活リズムは安定し始めた。父親は兄妹が施設入所中に施設近郊の団地へ引っ越し、子どもたちを受け入れる準備を始めた。この父親の行動は、施設側との話し合いのなかで子どもの養育環境を第一に考えてのものであった。その後E美とD雄は、生活リズムの安定や家庭の経済的不安定の解消もあったことから一緒に家庭復帰することとなった。

事実経過	援助展開過程	SWの機能と役割等
(入所に至る背景) ・両親の離婚により父子家庭となった ↓ ・兄のD雄は、実父と生活することになった ・妹E美は、まだ幼いため乳児院へ入所した	・実父が引き取りを希望している ・乳児院入所中のE美の面会等の積極的に行っていた	
(入所) ・3歳になるにあたってA児童養護施設に措置変更になった  ・面会、週末帰省を開始した  ・実父が職業が安定せず、経済的に不安定でE美を引き取るに至らず  ・E美が、小学生となる  ・実父が本兄の兄の不登校を訴えてきた  ・兄のD雄も本施設へ入所 ・入所後、D雄も学校へ登校 ↓	・入所時面接 ・家庭復帰が可能であると判断 ・早期家庭復帰を実父と確認  ・月に2～3回ほど実父と話し合いを行う  ・E美は、「帰りたい」という気持ちを実父にぶつけさせた ・実父といっしょに暮らせないという不満を示していた  ・兄に対する援助を視野にいれながら実父にかかわった  ・2人の子どもを家庭復帰させるため実父と話し合いを持つ  ・親子関係の維持を継続させるための動機付け  ・2人の子どもを家庭復帰のための家及び環境条件の準備→施設近郊の団地へ引っ越し	○ケースマネージャー機能  ○ケースマネージャー機能  ○処遇機能（直接的援助機能）  ・援助目標・方法の修正  ○ケースマネージャー機能  ○ケースマネージャー機能  ○処遇機能（直接的援助機能）  ○社会変革機能
↓ ・兄妹で家庭復帰		

図-4 離婚から施設入所し、その後家庭復帰したD雄とE美

IV. 考察

では、ここでは実践事例をもとにしてソーシャルワークの機能と役割に焦点をあて考察していく。

1. 実践事例から見られた家庭復帰の共通点

社会福祉実践事例において家庭復帰を促す共通点として見られたのは、1. 入所時面接の重要性、2. 子どもの家庭への週末帰省、3. 家庭復帰を援助目標で早い段階で設定することと、4. 家庭復帰後のアフターケアなどであった。

実践事例で見られたように、入所時面接（インテーク）とアセスメントが子どもの家庭復帰を促進させることにつながっていた。事例3、事例4では、入所時面接での子どもや家庭状況の把握、親の養育意欲の高さが明確であれば、その後のモニタリングやエバリュエーションなどの援助過程もスムーズであった。結果的に子どもの児童養護施設入所期間の短期化と、援助目標である家庭復帰を達成することにつながっていた。

反面、事例1のように、親の養育意欲の高さは明確であったにも関わらず、養育能力の低さは援助過程に影響する。事例1は、性的虐待や家庭内不和、親の精神的経済的不安定などの様々な問題が複合し、子どもの家庭復帰は実現できなかった。最終的に子どもも家庭復帰に対して消極的になってしまった。

他方子どもや親が社会資源をいつでも利用可能な状態にしておくことも重要である。例えば事例4の援助展開過程の最終段階で見られたように、家庭復帰の要件を整えていながら社会資源を事実上使用可能な状態にすることや、子どもや親に対して社会資源がいつでも利用できるという動機付けを行っていたことのようにである。このような意図的な利用者と援助者の関係性の形成と具体的な社会資源とのつながりは、重複・複雑化する福祉諸問題を解決するひとつの条件となる。子どもの最善の利益の確保や援助目標となっていた家庭復帰に見られた共通点は上述のようになっていた。同時に社会資源同士が有機的に結びつき、小地域を主体として援助や支援が展開されていた。

## 2. ソーシャルワーク役割・機能と実践事例

実践事例で主に使われたソーシャルワークの機能と役割は、調停機能、連携機能、処遇機能（直接的援助機能）、教育機能、保護機能、ケースマネージャー機能、社会変革機能であった。本研究では実践事例の分析、検討であるため量的な把握は困難なものの、事例1のような性的虐待やネグレクトがある場合、保護機能の果たす役割は大きい。そして全事例を通じてケースマネージャー機能が多く見られた。ケースマネージャー機能は、子どもや家族に対して適切なサービスの提供と継続を行うものである。

子どもの家庭復帰という援助目標や日常生活を営んでいくという意味では連携機能が必ずと言ってよいほど見られた。例えば事例2の、転校をしなければならない子どもの心理的負担感を考慮し、今までの学校に通学できるように働きかけるのも連携機能のひとつである。

このように実践事例で明らかなように、援助過程では多くのソーシャルワークの機能と役割が用いられていた。以下、実践事例から見てきたソーシャルワークの機能と役割についてのまとめとして3点を明記する。

1つは、調停機能やケースマネージャー機能である。専門職者として適切なサービス提供とその継続や個人、家族、地域間での意見調節を行っていくことは援助展開過程においても重要である。

2つめに、連携機能と仲介機能である。子どもの家庭復帰と最善の利益を確保するためにはインフォーマル及びフォーマルな社会資源との結びつきを必要とする。実践事例からも理解されるように家庭復帰へ向かう場合、地域を包括した形での取り組みが必要不可欠である。又、連携機能や仲介機能は、家庭支援専門相談員や児童養護施設職員などのひとつのミッションとなりえ、今後のソーシャルワーカーにとって必要不可欠な機能と役割である。

3つめに、処遇機能（直接的援助機能）と保護機能である。親からの不利益の回避や一時保護、子育ての支援、養育の手助けは、子どもの家庭復帰と家庭の自立機能を高める。さらに家庭支援専門相談員や児童養護施設職員と福祉利用者とのパートナーシップを形成させやすい。

## 3. ソーシャルワークのあり方

これらソーシャルワークの機能と役割は、援助者がテクニックとして用いるだけでは機能せず、何の役割も果たすことはできない。ソーシャルワークの機能と役割を律するソーシャルワークの原理原則が重要となる。先述したようにソーシャルワークは、人間のwell-beingの増進を目指し、人間関係上における問題解決を図ることと、人々のエンパワメントを促進することである。ソーシャルワーカーはそれを実現するために人々が互いに影響し合う接点に介入することが求められ、介入的仲介的役割を担うのである。原理とは、本質的で本源的であり、普遍化しているものである。そして原則は原理に導き出された法則であり、機能は原理原則を実現可能とするために働く又は作用するものである。

仮に機能のみに着目した援助展開や、単にソーシャルワークを援助のテクニックとして偏りのある援助をした場合、ソーシャルワークの機能は機能不全を起こし、利用者の最善の利益を守るという役割さえ果たすことができなくなるであろう。機能不全はやがてソーシャルワークの原理原則すら社会の中で萎縮させてしまいかねないのである。

## V. まとめにかえて

社会福祉の諸問題が多様化・重複化するなかソーシャルワークの担うべき役割はひろがっている。ソーシャルワークは人間の本質的根源的な価値、社会正義を拠り所とする。正義論は時として為政者の影響を受けるが、今日までソーシャルワークが意義を失わず存在するのは民主主義的發展のもとに支えられたからである。

本研究ではソーシャルワークの機能と役割に焦点をあて、ソーシャルワークのあり方について若干の考察をしてきた。ソーシャルワークは福祉利用者の最善の利益を確保することであり、そのために個人、地域、社会に働きかけ支援や援助を行っていく。そしてそれを具現化するためにソーシャルワークの原理原則に律された機能と役割が必要となる。そのことは本研究で見てきた実践事例からも明らかである。

今後、さらに本研究を進めていくためにはナラティブなデータに着目し、クライアント（福祉利用者）とソーシャルワーカー、社会資源（施設や病院、学校、地域など）の関係性や交流性などを分析、検討していく必要性があると考えている。

## 註

- 1) 社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討委員会；「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」, 厚生労働省HP参照のこと, (2000)
- 2) ・日本社会福祉士会；「社会福祉士の活用にむけた提案」, (5月2日), (2006) ・日本社会福祉学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会；「社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて」, (4月23日), (2006)
- 3) **International Federation of Social Workers ; Definition Social Work** (国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のソーシャルワークの定義 日本語訳は日本ソーシャルワーカー協会, 日本社会福祉士会, 日本医療社会事業協会で構成するIFSW日本国調整団体が2001年1月26日決定した定訳である。)
- 4) 日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会；「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」, 『社会福祉実践理論研究』, (第7号), 日本社会福祉実践理論学会, (1998)
- 5) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局；「委託（入所）時の家庭の状況（里親委託児, 養護施設児, 情緒障害児, 自立施設児, 乳児院児）1 養護問題発生理由」, 『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』, 9, (2004)
- 6) 2004年の厚生労働省通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）では, 家庭支援専門相談員を以下のように位置づけている。「虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し, 児童相談所と密接な連携のもとに電話や面接等により児童の早期家庭復帰, 里親委託等を可能とするための相談・指導等の支援を行い, 入所児童の早期対処を促進し, 親子の再構築等が図られることを目的とする。」。この通知の目的を援助の射程に据えた場合, 少なからずソーシャルワークにおける援助・支援などが必要となってくる。
- 7) この援助・支援のプログラムは段階的に設定されているわけではない。あくまでもC君や家庭の状況をアセスメントした結果を受けて組まれた個別的なプログラムである。

## 参考論文及び文献

- ・日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会；「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」, 『日本社会福祉実践理論研究』, 日本社会福祉実践理論学会, (1998)
- ・高橋重宏；『子ども家庭福祉論—子どもと親のウェルビーイングの促進—』, 放送大学教育振興会, (1998)
- ・小山菜生子；「児童養護施設におけるソーシャルワーク実践に関する研究」, (修士論文), 日本社会事業大学大学院, (2004)